

2 アクションプランの展開

1 市民主体の取組

ごみのないまちづくりは、「自分達のまちは自分達できれいにする」との考え方にたち、市民が主体となって、門前清掃や町内一斉清掃などのボランティア清掃に取り組むこととします。

2 行政の取組

市は、①市民あげての活動の定着、②美化推進区域等における「おもてなし」の推進及び③市街地の周辺地域等における不法投棄ごみの解消、という観点に立って、市民主体のボランティア清掃の取組をクリーンアップチームなどが支援すると同時に、市民では対応の難しい取組を実施します。



3 実施内容

1 市内全域にわたって、ごみのないきれいなまちづくり対策を展開します。

(1) 市街地

市民あげての活動を定着することによって、ごみのないきれいなまちづくりを目指します。

① ばい捨て防止の取組の実施

きれいなひろしま・まちづくり市民会議が主体となって、ごみのないまちづくりを進める「キャッチフレーズ」の募集や、ばい捨て防止の取組を行います。

② ボランティア清掃の促進

ア 門前清掃を日常化させるとともに、実施者の拡大を図ります。

イ クリーンボランティア支援事業及びまちの美化に関する里親制度の申請窓口を、環境局のほか各区役所にも設けます。

また、活動頻度の高いグループなどに対する支援を始めます。

ウ 市の各種イベントにおいて自主的なごみの収集を呼びかけます。



③ ホームページ等での情報発信

市のホームページ等電子メディアを活用して、**ア** ボランティア清掃の活動状況、**イ** ボランティア清掃活動を必要としている地域、**ウ** 散乱ごみ追放キャンペーン等の清掃イベント、**エ** クリーンボランティア支援事業等の市の窓口などの情報を発信し、広くボランティア清掃への参加を呼びかけます。

④ クリーンアップチームの清掃ポイント等の見直し

主要交差点等を定期的に巡回して清掃を行っているクリーンアップチームによる清掃場所、清掃回数について、平成24年度のごみの実態調査結果等をもとに、見直しを行います。

⑤ 幹線道路の中央分離帯等の雑草、ぼい捨てごみの解消

道路管理者等と共同で、定期的に空缶や雑草の撤去を行います。また、地元町内会等の参加を得ながら、空缶等ぼい捨て防止の啓発活動を実施します。

⑥ 家電等の不法投棄ごみの緊急回収範囲の拡大

歩道や植樹帯、公園の中などに捨てられた家電、家具といった大型ごみの緊急回収を平成24年度に美化推進区域で開始しました。

平成25年度は、この緊急回収を全ての市街地に拡大します。

● 美化推進区域及び喫煙制限区域では、来広者が快適に過ごせる環境づくりにも取り組みます。

※ 美化推進区域と喫煙制限区域のエリアは、同じです。

① 美化推進チーム（仮称）によるボランティア清掃の支援

美化推進区域等は、クリーンアップチームをさらに機能強化した美化推進チームを設け、区域内を巡回して清掃を行います。さらに、新たに門前清掃を行おうとする団体の清掃活動に参加する等の方法により、様々な団体の活動状況を把握し、ごみのないまちづくりのためのPRとともに情報発信を行います。

② 灰皿、ごみ箱の集約

美化推進区域等内の交差点やバス停に設置している灰皿及びごみ容器は撤去し、分煙に配慮した喫煙所や分別型ごみ箱を、数を絞り込んで設置します。

③ ごみ箱、喫煙所、トイレへの案内表示の整備等

美化推進区域等において、喫煙所、分別型ごみ箱の設置に合わせて、

ア 市のガイドマップに喫煙所、ごみ箱、公衆トイレ（協力店含む。）を表示。

イ 交差点等に喫煙所、ごみ箱、公衆トイレ（協力店含む。）までの誘導表示（矢印）を設置。

ウ ぼい捨て防止指導員、美化推進チームによる道案内を行います。

④ ぼい捨て防止指導員による巡回パトロール

美化推進区域等において、区役所（中、東、南）に配置したぼい捨て防止指導員により、地域の実情に応じた巡回パトロールを行い、まちのごみの散乱状況やごみ箱の現況の調査や、来広者へのごみの捨て方のアドバイス等を行います。



⑤ 家庭ごみ収集時間の見直しの検討

来広者の多い美化推進区域等において、家庭ごみの夜間・早朝収集等について、地元町内会等の意見を聴取し、その結果を参考に検討します。

(2) 市街地の周辺地域

市民あがての活動の定着に向けた諸対策（(1)市街地を参照）とともに、市街地周辺の、道路沿いの空き地等に捨てられている家庭ごみ等の不法投棄ごみの解消に取り組み、人目に付きにくいところについても美化を進めます。

① 今ある不法投棄ごみの撤去

これまでに不法投棄された市街地周辺の道路沿いの空き地等の不法投棄ごみを、土地所有者、地元町内会、警察等の協力を得て、平成25年度から3か年で撤去します。

② 不法投棄防止パトロールの強化等

ア 不法投棄防止のための夜間巡回パトロールを実施します。

イ また、(ア) 不法投棄防止を呼び掛ける看板の設置、(イ) パトロール等で発見した不法投棄ごみの撤去及び投棄者の手掛りの発見時の警察との連携強化を行います。



2 ごみのないまちづくりに向け、市民のみなさんと一体となって取り組みます。

(1) 表彰

市長表彰の対象者の拡大

環境美化功労者表彰では個人で週1回以上（団体は年3回以上）清掃を行っている個人に1年（団体は3年）、5年、10年の節目で市長表彰を行っています。今後は、表彰の基準緩和等を行います。



(2) 意識啓発

① 小・中学生の環境学習等の充実

ア 自分達が住んでいる所は自分達がきれいにしていこうという考えを持つよう、小学4年生に行っている環境学習の内容（現在は温暖化防止対策やごみの減量について学習）に、ごみのぼい捨て防止やボランティア清掃に関することを加えます。

イ 合わせて、小学生及び中学生を対象に毎年募集している環境ポスターのテーマに、今後は、ボランティア清掃活動を加えます。



② 散乱ごみ追放キャンペーンの実施

次の取組を、引き続き継続します。

ア 6月に全市の取組として、広島市中区の中央公園を集合場所としたクリーンウォークを実施。

イ 8月6日の平和記念式典の前に、平和記念公園の一斉清掃を実施。

ウ 9月頃、各区単位で清掃キャンペーンを実施。



③ 不法投棄防止キャンペーンの充実等

毎年12月に、市街地周辺地域での不法投棄防止キャンペーン（不法投棄ごみを警察や国等と組織する不法投棄防止連絡協議会と地元住民が協働で収集（毎年1か所）するとともに、その様子を写したパネルの区役所等での巡回展示）を実施しています。

今後は、不法投棄の未然防止を一層推進するため、道路管理者等と連携して、キャンペーン参加団体の増等を図ります。

門前清掃

門前清掃とは、自宅や会社などの周りを日常的にきれいにしようという取組のことです。

一人一人が取り組む

一人一人が自宅や会社の周辺など、身近な場所から清掃しましょう。

みんなで取り組む

一人一人の清掃範囲は狭くても、みんなで取り組めば、まち全体がきれいになります。

続けて取り組む

まずは週1回から、負担の少ない範囲で継続的に取り組めば、きれいな状態が保てます。

一斉清掃

門前清掃では清掃が行き届かない公園などごみの多い場所は、みんなで力を合わせて一斉に清掃しましょう。

ご利用ください

ボランティアで清掃を行う際に、広島市の支援制度がご利用いただける場合があります。詳細は裏表紙をご覧ください。

清掃による効果

清掃によってまちがきれいになると、心地よさや安心感が得られるだけでなく、次のような効果もあります。

● 地域での交流

清掃を通し、ご近所同士や世代間での交流が可能になり、地域での連帯意識が向上します。

● ばい捨ての抑止

ごみ一つ無いきれいな場所には、ばい捨てをされにくいといわれています。

ご利用ください

クリーンボランティア支援事業

ボランティア清掃を支援します。

支援内容

- 軍手（大人用）、排出用ごみ袋（ごみの種類別）、収集用持手付ごみ袋の提供
- ごみの回収（集めたごみが多量で、処分が困難な場合）

支援対象

人の多く集まる場所や道路・歩道など公共の場所で、ばい捨てごみのボランティア清掃を実施する企業・団体（※町内会が実施する定期的な清掃への支援、公園の指定管理者制度や公園清掃等報奨金制度と重複して利用することはできません。）

お問い合わせ先

申込方法や実施の際の注意事項など、詳しくは、**環境局業務第一課、各環境事業所、各区役所維持管理課**までお問い合わせください。

まちの美化に関する里親制度

参加団体として登録し実施する継続的な清掃を支援します。

支援内容

- 軍手（大人用）、排出用ごみ袋（ごみの種類別）、収集用持手付ごみ袋の提供
- ほうき、ちりとり、火ばさみの貸出
- サインボードの設置（団体名等を表示）
- ごみの回収（集めたごみが多量で、処分が困難な場合）

支援対象

市内中心部など、人通りの多い道路の清掃を継続的に実施する企業・団体

お問い合わせ先

申込方法など、詳しくは、**環境局業務第一課、各区役所維持管理課**までお問い合わせください。

町内会が実施する定期的な清掃

支援内容

土のう袋（ごみの排出用）の配布、ごみの回収

支援対象

定期的な清掃を実施する町内会

お問い合わせ先

申込方法など、詳しくは、**各環境事業所**までお問い合わせください。

環境局業務第一課（クリーンボランティア支援事業、まちの美化に関する里親制度）

TEL (082)504-2098

各環境事業所（クリーンボランティア支援事業、町内会が実施する定期的な清掃）

中環境事業所 （中・東区は中環境事業所が担当）	TEL (082)241-0779	安佐南環境事業所	TEL (082)848-3320
南環境事業所	TEL (082)286-9790	安佐北環境事業所	TEL (082)814-7884
西環境事業所	TEL (082)277-6404	安芸環境事業所	TEL (082)884-0322
		佐伯環境事業所	TEL (082)922-9211

各区役所維持管理課（クリーンボランティア支援事業、まちの美化に関する里親制度）

中区役所維持管理課	TEL (082)504-2581	安佐南区役所維持管理課	TEL (082)831-4957
東区役所維持管理課	TEL (082)568-7739	安佐北区役所維持管理課	TEL (082)819-3941
南区役所維持管理課	TEL (082)250-8962	安芸区役所維持管理課	TEL (082)821-4921
西区役所維持管理課	TEL (082)532-0946	佐伯区役所維持管理課	TEL (082)943-9748

広島市環境局業務第一課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34

電話 (082) 504-2098 FAX (082) 504-2229

ホームページ <http://www.city.hiroshima.lg.jp>

E-mail gyomu1@city.hiroshima.lg.jp



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

環境に配慮して再生紙を使用しています。